

名称	障害厚生年金	事後重症による障害厚生年金	基準障害による障害厚生年金
末尾	支給される	65歳に達する前日までに請求することができる	支給される(受給権はあるが、裁定請求しないと支給されない) (事後重症とは異なり、請求が65歳以降でも支給される)
支給要件	① 初診日において被保険者であったこと ② 障害認定日において、障害等級1・2・3級に該当している ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日において被保険者であったこと ② 障害認定日後、65歳に達する前日までの間に、障害等級1・2・3級に該当するに至った ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 基準傷病に係る初診日において、被保険者であったこと ② 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害とを併合して、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしている
支給されない者		・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者

名称	障害手当金(一時金)	障害厚生年金の支給に関する経過措置	その他障害
末尾	支給される	65歳に達する前日までに「障害厚生年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる (請求しないと受給権発生しない)
支給要件	① 初診日において被保険者であったこと ② 初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治ったこと(治っていなかったら、事後重症になる可能性があるから) ③ 傷病が治った日において、政令で定める障害状態(3級よりやや軽い)にあること ④ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① H6.11.9前に障害厚年の受給権を有していたことがある者(同日に受給権を有する者を除く) ② その障害厚年の支給事由となった傷病により、同日(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2・3級に該当したとき	① 新たな傷病の初診日(障害厚年の支給事由となった障害に係る初診日後に初診日があるものに限る)において、被保険者であったこと ② 新たな傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までに、障害厚生年金の支給事由となった障害とその他障害とを併給した障害程度が、その障害厚生年金の支給事由となった障害程度より増進したこと ③ 新たな傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること
支給されない者	① 年金(国年・厚年・共済)の受給権者(障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過した受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る)は除く) ② 同一の傷病について、国家(地方)公務員災害補償法や労基法の障害補償、労災の障害(補償)給付、船員法の障害給付を受ける権利を有する者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給される	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者

障害認定日とは	「初診日から起算して1年6月を経過した日」又は「その傷病が治った日」のいずれか早い方をいう。
保険料納付要件とは	初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間+保険料免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。(40年の約2/3は25年)
保険料納付要件の特例	初診日がR8.4.1前にある障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき(直近の1年間に滞納がなかったらよいという意味)は、保険料納付要件を満たしていることとされる。ただし、初診日において65歳以上の者は適用されない。

障害厚生年金及び障害手当金の額		
	障害厚生年金の額	障害手当金の額
支給額	1級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数×125/100+配偶者加給年金額 2級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数+配偶者加給年金額 3級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数 ※ H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する	平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数×200/100 ※ H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前額保障・物価スライド特例措置は、老齢厚生年金の額に準じて行われる ・ 給付乗率は定率であり、生年月日に応じた読み替えがない ・ 被保険者期間の月数が300に満たないときは、300とする ・ 障害認定日の属する月後における被保険者期間は、計算の基礎とされない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前額保障は、老齢厚生年金の額に準じて行われる ・ 物価スライド特例措置は適用されない ・ 給付乗率は定率であり、生年月日に応じた読み替えがない ・ 被保険者期間の月数が300に満たないときは、300とする
最低保証額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金を受けることができない場合の最低保障額 ・ 国年法に規定する障害基礎年金の満額(780,900円×改定率)×3/4 ※ 原則、対象となるのは障害等級3級に該当する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保証額 ・ 国年法に規定する障害基礎年金の満額×3/4×2 ※ 左記の最低保障額の2倍となる
配偶者加給年金額		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度が障害等級1・2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者がいるときは、加給年金額を加算した額とされる ・ 配偶者加給年金額は、224,700×改定率であり、子の加算や特別加算はない ・ 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額が改定される 	
加算額の減額改定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算要件となっている配偶者が次のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から、年金額が改定される ①死亡したとき ②受給権者による生計維持の状態がやんだとき ③配偶者が、離婚又は婚姻の取消をしたとき ④配偶者が65歳に達したとき 	
支給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算要件となっている配偶者が、老齢厚生年金(年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る)、障害厚生年金、国年法による障害基礎年金、共済組合が支給する年金たる給付、私学教共済法による年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの支給を受けることができるときは、その間、配偶者加給年金額に相当する部分の支給が停止される 	
併給の調整		
併合認定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金が支給される(従前の障害基礎年金の受給権は、消滅する) 	
一方の障害が支給停止の場合の併合認定	<ol style="list-style-type: none"> ① 期間を定めて支給停止されている障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者に対してさらに障害厚生年金(障害等級1・2級に限る)を支給すべき事由が生じたときは、従前の障害厚生年金の支給を停止すべきであった期間、その支給は停止され、従前の障害を併合しない障害程度による障害厚生年金が支給される ② 障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者がさらに障害厚生年金(障害等級1・2級に限る)の受給権を取得したときは、新たに取得した障害厚生年金が、労基法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間支給が停止され、その停止されている期間、従前の障害厚生年金が支給される 	
併給調整の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ S36.4.1以後に支給事由が生じた旧厚年法による障害年金の受給権者に対して、さらに障害厚生年金(障害等級1・2級に限る)を支給すべき事由が生じたときは、旧法の受給権は消滅せず、旧法の障害年金が新法の併合された障害厚生年金かを選択受給することとなる 	
障害程度が変わった場合の年金額の改定		
①大臣の診査による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣は、受給権者の障害程度を診査し、従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、年金額を改定することができる 	
②受給権者からの改定請求による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣に対し、障害程度が増進したことによる年金額の改定を請求することができる(障害厚生年金の受給権を取得した日または大臣の診査を受けた日から「1年を経過した日後」でなければ、行うことができない) 	
③「その他障害」が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者が、新たな傷病により、さらに障害等級1・2級に該当しない程度の障害(「その他障害」という)の状態にある場合において、一定の要件に該当した場合は、その者は、65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる(請求しないと受給権発生しない) 	
④障害基礎年金との併合による場合	<ol style="list-style-type: none"> ① 障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者が、国年法による障害基礎年金(障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給されるものを除く)の受給権を有するに至ったときは、障害厚生年金の支給事由となった障害と障害基礎年金の支給事由となった障害とを併合した障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定される ② 障害厚生年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級1・2級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者が、国年法による障害基礎年金の受給権を有する場合、その他障害による障害基礎年金額の改定(及び障害基礎年金の支給停止の解除)の規定により併合された障害の程度が障害基礎年金の支給事由となった障害の程度より増進したときは、併合された障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定される 	
障害厚生年金の支給停止		
支給停止要件(いずれか)	<ol style="list-style-type: none"> ① 労基法の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、6年間その支給が停止される ② 障害等級に該当する程度の障害状態に該当しなくなったときは、障害状態に該当しない間、その支給が停止される ③ 障害厚生年金と同一の支給事由に基づく他の被用者年金各法による障害共済年金の受給権を有するときは、その間、その支給が停止される 	
障害基礎年金の失権		
失権(消滅)要件(いずれか)	<ol style="list-style-type: none"> ① 死亡したとき ② 障害等級1～3級に該当する障害状態に該当しなくなった者が、65歳に達したとき(ただし、65歳に達した日において、障害等級1～3級の障害状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過しないときを除く) ③ 障害等級1～3級に該当する障害状態に該当しなくなった日から起算して、障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過したとき(ただし、3年を経過した日において、65歳未満であるときを除く) ④ 併合認定された前の等級の障害厚生年金 	